

令和元年12月2日 総務文教委員会

総務部総務課

議案説明資料

- 1 議案第64号 田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について ……P 1

- 2 議案第65号 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について ……P 30

議案第64号 田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

令和元年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等を勘案し、本市職員等についても同様の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するもの

また、これに合わせ、職員の住居手当について、現行の国の制度に準じた制度となるよう所要の改正を行うほか、地方公務員法等の改正に伴う規定整備等を行うもの

2 改正の主な内容

(1) 人事院勧告に伴う給与改定

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等に準拠し、次のとおり改定する。

ア 給料

給料表の水準を平均0.16%引き上げる。

イ 一般職の期末・勤勉手当

勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げる。(4.45月分→4.5月分)

年度	手当区分	6月期	12月期	計
令和元年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)	2.6月
	勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)	1.9月
計		2.225月	2.275月	4.5月
令和2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.6月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
計		2.250月	2.250月	4.5月

ウ 特別職(市長、副市長、教育長及び病院事業管理者)の期末手当

期末手当の支給月数を0.05月引き上げる。(3.3月分→3.35月分)

年度	手当区分	6月期	12月期	計
令和元年度	期末手当	1.65月(支給済み)	1.7月(現行1.65)	3.35月
令和2年度以降	期末手当	1.675月	1.675月	3.35月

(2) その他の改正

ア 住居手当の改定

本市における住居手当が国の制度と異なることを踏まえ、現行の国の制度に準じた制度となるよう次のとおり改定を行う。

① 自宅に係る住居手当の廃止

a 現行 月額2,500円

b 改定後 廃止

④ 借家に係る住居手当額の改定

- a 現行 手当額の上限 20,000円
- b 改定後 手当額の上限 27,000円

イ 一般任付職員等の給与水準の改定

令和2年度から導入される会計年度任用職員制度における給与水準との均衡を踏まえ、現在特例措置を設けている一般任付職員等の独自給料表を廃止し、正規職員と同様の給料表を用いるように改正を行う。

ウ 地方公務員法等の改正に伴う措置

⑦ 成年被後見人等に係る欠格条項の削除

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法における成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、本市の関係条例における欠格条項を同様に削除する。

⑧ 公務災害補償の補償基礎額に係る規定の改正

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員については常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。これに伴い、田川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第12号）において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料が支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備する。

3 施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

- (1) 平成31年4月1日適用 給料表の改正（任付職員を含む。）
- (2) 令和元年12月1日適用 令和元年度の勤勉手当率の改正
- (3) 令和元年12月14日施行 成年被後見人等に係る欠格条項の削除
- (4) 令和2年4月1日施行 令和2年度以降の勤勉手当率の改正
住居手当の改定
任付職員の給与水準の改定
公務災害補償の補償基礎額に係る規定の改正

4 改正を要する条例

- (1) 田川市職員の給与に関する条例
- (2) 田川市特別職の職員の給与に関する条例
- (3) 田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (4) 田川市立病院事業管理者の給与等に関する条例
- (5) 田川市職員分限条例
- (6) 田川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (7) 田川市職員旅費支給条例
- (8) 田川市職員の退職手当に関する条例
- (9) 田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

5 新旧対照表 別紙（P 4～P 29）

○田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）新旧対照表（第1条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第17条まで（略）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)及び(4)（略）</p> <p>第17条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第17条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当</p>	<p>第1条から第17条まで（略）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)及び(4)（略）</p> <p>第17条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第17条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>第17条の5から第21条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">（新給料表）</div> <p>別表第2から別表第4まで（略）</p>	<p>基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>第17条の5から第21条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">（旧給料表）</div> <p>別表第2から別表第4まで（略）</p>

○田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）新旧対照表（第2条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第11条の2まで（略） （住居手当）</p> <p>第11条の3 自ら居住するため住宅（賃間を含む。）を借り受け、且 額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払 っている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる 職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住 居手当を支給する。</p> <p>(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月 額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の 月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した 額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円） を11,000円に加算した額</p> <p>2 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給 される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を 除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払ってい るもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの として規則で定めるものには、前項各号の規定の例により算出した額</p>	<p>第1条から第11条の2まで（略） （住居手当）</p> <p>第11条の3 自ら居住するため住宅（賃間を含む。）を借り受け、且 額6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っ ている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職 員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の 端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居 手当を支給する。</p> <p>(1) 月額16,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月 額から6,000円を控除した額</p> <p>(2) 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の 月額から16,000円を控除した額の2分の1（その控除した 額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円） を10,000円に加算した額</p> <p>2 第11条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給 される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を 除く。）を借り受け、月額6,000円を超える家賃を支払っている もの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとし て規則で定めるものには、前項各号の規定の例により算出した額の</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第11条の4から第16条の2まで（略） （期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>第17条の2及び第17条の3（略） （勤勉手当）</p> <p>第17条の4（略）</p>	<p>2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。</p> <p>3 自ら居住する目的で住宅を所有し、かつ、世帯主である職員にあっては、月額2,500円を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第11条の4から第16条の2まで（略） （期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2から6まで（略）</p> <p>第17条の2及び第17条の3（略） （勤勉手当）</p> <p>第17条の4（略）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>第17条の5から第21条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表第1から別表第4まで（略）</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、市長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>第17条の5から第21条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表第1から別表第4まで（略）</p>

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号）新旧対照表（第3条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号）新旧対照表（第4条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）新旧対照表（第5条関係）

新（改正案）	旧（現行）																								
<p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000
号給	給料月額（円）																								
1	375,000																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
5	608,000																								
号給	給料月額（円）																								
1	374,000																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
5	608,000																								
<p>2から4まで（略）</p> <p>第8条 第2条第2項及び第3条並びに育休法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員等」という。）又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>2から4まで（略）</p> <p>第8条 第2条第2項及び第3条並びに育休法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員等」という。）又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																								

新（改正案）		旧（現行）	
級	給料月額（円）	級	給料月額（円）
1	165,900	1	164,200
2	182,200	2	180,700
3	188,700	3	187,200
4	195,500	4	194,000
5	202,400	5	200,900
6	223,200	6	221,700
7	235,400	7	234,000
2及び3（略）		2及び3（略）	
<p>（給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、<u>同項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第10条及び第11条（略）</p> <p>附則（略）</p>		<p>（給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、<u>同項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第10条及び第11条（略）</p> <p>附則（略）</p>	

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）新旧対照表（第6条関係）

新（改正案）	旧（現行）																
<p>第1条から第7条まで（略）</p> <p>第8条 第2条第2項及び第3条並びに育児法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員等」という。）又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料表は、<u>田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）別表第1のとおりとする。</u></p>	<p>第1条から第7条まで（略）</p> <p>第8条 第2条第2項及び第3条並びに育児法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員等」という。）又は第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、<u>次の給料表を適用する。</u></p>																
<p>2 任命権者は、一般任期付職員等及び任期付短時間勤務職員の職務の級を、一般任期付職員等及び任期付短時間勤務職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p>	<table border="1" data-bbox="746 181 1257 1144"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>165,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>182,200</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>188,700</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>195,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>202,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>223,200</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>235,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、一般任期付職員等及び任期付短時間勤務職員の職務の級を、一般任期付職員等及び任期付短時間勤務職員が従事する業務</p>	級	給料月額（円）	1	165,900	2	182,200	3	188,700	4	195,500	5	202,400	6	223,200	7	235,400
級	給料月額（円）																
1	165,900																
2	182,200																
3	188,700																
4	195,500																
5	202,400																
6	223,200																
7	235,400																

新（改正案）	旧（現行）
<p>3（略） （給与条例の適用に関する読替え） 第9条 特定任期付職員に対する<u>給与条例</u>第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2（略） 第10条・第11条（略） 附則（略）</p>	<p>務に応じて規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>3（略） （給与条例の適用に関する読替え） 第9条 特定任期付職員に対する<u>田川市職員の給与に関する条例</u>（昭和26年条例第27号。以下「<u>給与条例</u>」という。）第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>2（略） 第10条・第11条（略） 附則（略）</p>

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成22年条例第22号）新旧対照表（第7条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、田川市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費について定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、田川市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費について定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成22年条例第22号）新旧対照表（第8条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市職員分限条例（昭和26年条例第60号）新旧対照表（第9条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>第6条 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当然失職とする。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したとき。</p> <p>第6条の2から第8条まで（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>第6条 職員が次の各号のいずれかに該当したときは、当然失職とする。</p> <p>(1) <u>後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。</u></p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入したとき。</p> <p>第6条の2から第8条まで（略）</p> <p>附則（略）</p>

○田川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第12号）新旧対照表（第10条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条の3）</p> <p>第2章 補償及び福祉事業（第6条—第17条）</p> <p>第3章 審査（第18条・第19条）</p> <p>第4章 雑則（第20条—第24条）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>（実施機関）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>（実施機関）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p>	<p>3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。</p> <p>第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額</u> <u>の例により実施期間が市長と協議して定める額</u></p> <p>第5条の2から第8条まで （傷病補償年金）</p> <p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後<u>1年6か月</u>を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9条から第12条まで</p> <p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)から(6)まで</p>	<p>第5条の2から第8条まで （傷病補償年金）</p> <p>第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後<u>1年6箇月</u>を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9条から第12条まで</p> <p>第13条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の<u>一に</u>該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。</p> <p>(1)から(6)まで</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(遺族補償一時金)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時に<u>おいて次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額から<u>既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。</u></p> <p>第14条の2から第19条まで (略)</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第20条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、<u>若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第21条から第24条まで (略)</p>	<p>(遺族補償一時金)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時に<u>おいて次の各号の一に該当する者とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遺族補償一時金の額は、第1項第1号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額、同項第2号の場合にあっては、補償基礎額の400倍に相当する金額から<u>すでに支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額とする。</u></p> <p>第14条の2から第19条まで (略)</p> <p>(報告、出頭等)</p> <p>第20条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け<u>若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第21条から第24条まで (略)</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>附 則（略）</p> <p>第 1 条から第 2 条の 2 まで（略） （障害補償年金差額一時金）</p> <p>第 2 条の 3（略）</p> <p>2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けべき遺族の順位は、<u>次の順序</u>とし、当該各号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第 2 条の 4 から第 4 条まで（略）</p>	<p>附 則（略）</p> <p>第 1 条から第 2 条の 2 まで（略） （障害補償年金差額一時金）</p> <p>第 2 条の 3（略）</p> <p>2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けべき遺族の順位は、<u>次の各号の順序</u>とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第 2 条の 4 から第 4 条まで（略）</p> <p>（遺族補償年金の受給資格年齢の特例等）</p> <p>第 4 条の 2 <u>次の表の左欄に掲げる期間に死亡した職員の遺族に対する第 1 2 条及び第 1 3 条の規定の適用については、同表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第 1 2 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに第 1 3 条第 1 項第 6 号中「60 歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
	<div data-bbox="268 219 363 1093" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p data-bbox="391 190 1236 1120"> <u>2 次の表の左欄に掲げる期間に公務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹であつて、当該職員の死亡の当時、その収入によつて生計を維持し、かつ、同表の中欄に掲げる年齢であつたもの（第12条第1項第4号に規定する者であつて第13条第1項第6号に該当するに至らないものを除く。）は、第12条第1項（前項において読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第12条第3項中「遺族補償年金を受けることができ</u> <u>る遺族」とあるのは「遺族補償年金を受けることができる遺族（附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができ</u> <u>ることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同表の表の右欄に掲げる年齢に達しないものを除く。））」と、第13条第2項中「各号の一」とあるのは「第1号から第4号までのいずれか」とする。</u></p> <div data-bbox="1276 219 1372 1093" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div>

新（改正案）	旧（現行）
	<p>3 <u>前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるときは、第12条第1項(第1項において読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が同項の表の右欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。ただし、附則第3条の規定の適用を妨げるものではない。</u></p> <p>第5条（略）</p>

第5条（略）

○田川市職員旅費支給条例（昭和44年条例第18号）新旧対照表（第11条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条及び第2条（略） （旅費の支給） 第3条（略）</p>	<p>第1条及び第2条（略） （旅費の支給） 第3条（略）</p>
<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合には 当該職員</p>	<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合には 当該職員</p>
<p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項第1号の規定にかかわらず、旅費は支給しない。</u></p>	<p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項同号の規定にかかわらず、旅費は支給しない。</u></p>
<p>4（略） 第4条から第20条まで（略） （随行の旅行）</p>	<p>4（略） 第4条から第20条まで（略） （随行の旅行）</p>
<p>第21条（略） 2（略）</p>	<p>第21条（略） 2（略）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>3 第1項に定めるもののほか、職員が出張した場合において、市長が特別の事由により定額の旅費をもって支弁し<u>難いと認めるとき</u>は、当該旅費の実費額を支給することができる。</p> <p>第22条（略） （日額旅費）</p> <p>第23条 職員が、管内出張をしたときは、規則で定める日額旅費を支給する。ただし、市長において常時外勤の業務に従事すると認め<u>る者</u>に対しては、これを支給しない。</p> <p>第24条から第26条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>3 第1項に定めるもののほか、職員が出張した場合において、市長が特別の事由により定額の旅費をもって支弁し<u>がたいと認めたと</u>ときは、当該旅費の実費額を支給することができる。</p> <p>第22条（略） （日額旅費）</p> <p>第23条 職員が、管内出張をしたときは、規則で定める日額旅費を支給する。ただし、市長において常時外勤の業務に従事すると認め<u>た者</u>に対しては、これを支給しない。</p> <p>第24条から第26条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第14号）新旧対照表（第12条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第13条から第21条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第11条まで（略）</p> <p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第28条第4項の規定による失職（<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第13条から第21条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第23号）新旧対照表（第13条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>第8条の2から第15条の2まで（略）</p> <p>（退職手当）</p> <p>第16条（略）</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>第8条の2から第15条の2まで（略）</p> <p>（退職手当）</p> <p>第16条（略）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>2 退職手当は、次に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第17条から第20条まで (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第17条から第20条まで (略)</p> <p>附則 (略)</p>

議案第65号 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

一般職の国家公務員の給与改定に準じて期末手当の改定を行う国の特別職に準じ、本市の市議会議員についても同様の措置を講ずるもの。

2 改正内容

期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げる。(3.25月分→3.30月分)

年度	手当区分	6月期	12月期	計
令和元年度	期末手当	1.55月(支給済み)	1.75月(現行1.7)	3.30月
令和2年度以降	期末手当	1.65月	1.65月	3.30月

3 施行日

公布の日

4 適用日

令和元年12月1日

5 新旧対照表 別紙(P31・P32)

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）新旧対照表（第1条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分</u>ては<u>100分</u>の155、12月に支給する場合においては<u>100分</u>の<u>175</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分</u>ては<u>100分</u>の155、12月に支給する場合においては<u>100分</u>の<u>170</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>附則（略）</p>

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p>	<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合において</u> <u>は100分の155、12月に支給する場合においては100分</u> <u>の175を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p>

